

阿賀野市社会福祉協議会では、令和6年能登半島地震（新潟県・富山県・石川県・福井県）において災害救助法が適用となった市区町村に住んでおられ、阿賀野市に避難された世帯に対し、生活福祉資金「緊急小口資金」特例貸付の相談を受け付けています。

また、災害救助法適用地域外ですが、阿賀野市も生活福祉資金「緊急小口資金」特例貸付の対象地域になりましたので、阿賀野市在住でこの度の地震により被災した皆様からの相談もあわせて受け付けています。

■ [生活福祉資金貸付制度のご案内](#)

■ [令和6年度能登半島地震 災害救助法適用地域](#)